

令和6年11月13日

瀬戸市長 川本 雅之 様

瀬戸市産業廃棄物等対策委員会
委員長

令和5年7月28日付け5瀬環第168号により諮問のあった産業廃棄物等
関連施設の設置に係る関係地域の設定について、下記のとおり答申します。

記

関係地域の単位は、条例の内容を鑑みて、連区自治会単位として設定することが妥当である。本件に係る関係地域は、次に掲げる事項を考慮し、別紙のとおりとする。

- 1 事業用地の境界線から3キロメートルまでにある土地を含む全ての地域
- 2 本件処分場に近接する水道水源の西谷取水口で集水された水道水を飲用する地域
- 3 本件処分場の排水が放流される下流域において、農業用として利水する可能性がある地域

【関係地域】

道泉連区、深川連区、古瀬戸連区、東明連区、祖母懐連区、陶原連区、長根連区、效範連区、水南連区、萩山台連区、八幡台連区、品野連区、下品野連区、山口連区、本地連区、菱野連区